

# 市川市工事検査要綱

市川市建設工事検査要綱（昭和49年8月1日）の全部を改正する。

## （趣旨）

第1条 この要綱は、本市が工事請負契約を締結して発注した請負工事（以下「工事」という。）に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定に基づき行う検査（以下「検査」という。）を適正かつ効率的に執行するため、法令又は市川市財務規則（昭和60年規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)工事担当課 工事を担当する課、室、所等をいう。
- (2)工事担当課長 工事担当課の長をいう。
- (3)担当責任者 工事担当課長の命令を受けて工事に関する事務を所掌する者をいう。

## （検査の対象）

第3条 この要綱による検査は、全ての工事を対象として行うものとする。

## （検査職員等の区分）

第4条 検査職員等（規則第123条第2項に規定する検査職員等をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げる検査職員等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1)検査職員 技術管理課の職員で、技術管理課長から工事の検査を命じられたもの
- (2)臨時検査職員 特に専門的な知識又は技能を必要とし、検査職員によって検査を行うことが困難であり、又は適当でないと認められる工事の検査を市長から委託されて行う者

## （検査の区分）

第5条 検査は、その目的に応じて、次に掲げる検査に区分するものとする。

- (1)完成検査 工事が完成したときに行う検査
- (2)出来形検査 工事施工途中の出来形に応じ、請負代金の一部を支払う必要がある場合において行う検査
- (3)中間検査 工事が完成したときに行う検査によっては検査し難い部分がある場合において工事施工途中に行う検査

## （資料の送付）

第6条 工事担当課長は、工事請負契約（当該契約を変更する契約を含む。）を締結したときは、次に掲げる書類を、速やかに、技術管理課長に提出しなければならない。

- (1)工事請負契約書及び工事請負契約約款の写し
  - (2)工事設計図書、工事仕様書及び特記仕様書
  - (3)請負者の作成した工事工程表
  - (4)その他技術管理課長が指定する書類
- (検査の手続き)

第7条 工事担当課長は、次の各号に掲げる検査の区分に応じ、当該各号に定める事由が生じたときは、速やかに技術管理課長に検査の実施を依頼しなければならない。

- (1)完成検査 請負者から工事の完成届の提出があったとき。
  - (2)出来形検査 請負者から工事の出来形申請があった場合において、検査を実施する必要があると認めたとき。
  - (3)中間検査 工事の施工途中において、一部完成を確認する必要があると認めたとき。
- 2 工事担当課長は、完成検査を依頼するときは工事完成検査依頼書（様式第1号）を、出来形検査を依頼するときは工事出来形検査依頼書（様式第2号）を、中間検査を依頼するときは中間検査依頼書（様式第3号）を技術管理課長に提出しなければならない。
- 3 技術管理課長は、前項の規定による検査依頼書の提出を受けたときは、速やかに検査職員等を選任し、検査日時を指定するとともに、その旨を工事完成検査実施通知書（様式第4号）、工事出来形検査実施通知書（様式第5号）又は中間検査実施通知書（様式第6号）により、当該工事担当課長に通知するものとする。
- 4 前項の検査日時は、完成検査にあっては請負者が工事の完成届を提出した日から、出来形検査にあっては請負者が工事の出来形申請をした日から、中間検査にあっては工事担当課長が中間検査依頼書を提出した日から起算して14日以内の日を指定するものとする。
- (検査の立会い)

第8条 検査は、請負者又はその代理人、監督職員等（規則第122条第2項に規定する監督職員等をいう。以下同じ。）及び担当責任者の立会いのもとに行うものとする。ただし、担当責任者の立会いが困難なときは、工事担当課長が指定した担当責任者相当職の職員に代えることができる。

(検査の方法)

第9条 検査職員等は、当該工事の工事請負契約書、工事請負契約約款、仕様書、設計書及び図面（以下「設計図書」という。）並びに工事記録写真、施工管理記録その他の関係図書に基づいて、書面検査及び実地検査を適正かつ厳正に行わなければならない。

2 検査職員等は、工事の実施状況、出来形及び品質について検査し、及びその適否を判定するものとする。

3 検査職員等は、地下、水中その他仕上げ内部等外部から検査を行い難い部分については、前項の規定によるもののほか、監督職員等、担当責任者又は請負者から施工の状況を聴くとともに、工事記録写真等の関係図書に基づいて検査することができる。

4 検査職員等は、特に必要があると認めるときは、工事請負契約に基づき請負者に対して検査目的物の一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うものとする。この場合において、検査職員等は、当該工事請負契約に基づき、直ちに請負者に復旧させるとともに、当該検査及び復旧に要する費用を負担させるものとする。

5 検査職員等は、前項の検査を行うときは、事前に技術管理課長と協議をし、その承認を得るものとする。

(検査の中止)

第10条 検査職員等は、検査の際、請負者又はその代理人若しくは使用人が検査の執行を妨げて検査を行うことができないときは、検査を中止し、直ちに技術管理課長に報告するものとする。

(工事の手直し等)

第11条 技術管理課長は、検査職員等が行った検査の結果、その出来形、品質等が設計図書その他関係書類と相違し、又は不完全であると認められるときは、手直し工事指示書（様式第7号）により、相当の期間を指定して、補修又は改造を工事担当課長に指示するものとする。ただし、その補修又は改造の内容が軽易なものについては、口頭により指示することができるものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による指示を受けたときは、手直し工事指示書により、直ちに検査に係る当該工事の請負者に補修又は改造を指示するものとする。

3 工事担当課長は、第1項の規定により指示された手直し工事の完成を確認したときは、手直し工事完成報告書（様式第8号）に関係書類を添付して、速やかに、技術管理課長に提出しなければならない。ただし、口頭により指示されたものについては、この限りでない。

4 技術管理課長は、前項の規定による報告書の提出を受けたときは、速やかに検査職員等を選定し、請負者が手直し工事の完成届を提出した日から起算して14日以内に、当該手直し工事についての検査を行うものとする。

5 前項の検査は、第8条及び第9条の規定の例により行うものとする。

6 検査職員等は、検査の結果に基づいて必要があると認めるときは、請負者に対し施工技術の向上を図るよう指導しなければならない。

7 財政部長は、第1項の手直し部分が極めて重大であると認めるときは、当該請負者に対し、工事に係る注意書（様式第9号）をもって通知するものとする。

(工事の成績評定)

第12条 監督職員等及び担当責任者は工事の完了を確認した後に、検査職員等は

検査完了後に、迅速かつ公正に、当該工事の成績を評定し、工事完成成績評定表（様式第10号）及び細目別評定点採点表（様式第10号の2）又は工事出来形・中間成績評定表（様式第11号）を作成しなければならない。

（検査の報告）

第13条 検査職員等は、次の各号に掲げる検査を行なったときは、当該各号に定める調書を作成し、速やかに、財政部長及び技術管理課長に検査の結果を報告しなければならない。

（1）完成検査 工事完成検査調書（様式第12号）

（2）出来形検査 工事出来形検査調書（様式第13号）

（3）中間検査 中間検査結果調書（様式第14号）

2 前項第1号に定める調書には工事完成成績評定表を、同項第2号及び第3号に定める調書には工事出来形・中間成績評定表を添付しなければならない。

（工事の認定）

第14条 技術管理課長は、完成検査の完了を確認したときは工事完成認定調書（様式第15号）を、出来形検査の完了を確認したときは工事出来形認定調書（様式第16号）を作成し、当該工事担当課長に送付するものとする。

（検査結果の通知）

第15条 技術管理課長は、完成検査の結果については工事完成検査評定通知書（様式第17号）及び項目別評定点（様式第17号の2）を、出来形検査の結果については工事出来形検査評定通知書（様式第18号）を作成し、当該工事担当課長に送付するものとする。

2 工事担当課長は、前項の規定による通知書の送付を受けたときは、直ちに、当該通知書をもって当該工事の請負者に通知するものとする。

（検査事務の整理）

第16条 技術管理課長は、工事検査台帳及び工事完成認定調書交付簿を備え、記録整理するものとする。

（補則）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、施行日以前に契約した工事については従前のとおりとする。

## 工事完成検査依頼書

様式第1号

年 月 日			
様			
印			
次のとおり、完成を確認したので検査の実施を依頼します。			
工事番号	工種		
工事名			
工事場所			
設計金額	円	請負金額	円
請負者	住所 商号 氏名		
契約日	年 月 日		
着工日	年 月 日	完成期限	年 月 日
完成日	年 月 日	完成届出日	年 月 日
完成確認日	年 月 日	監督職員	
備考			

## 工事完成検査実施通知書

様式第4号

年 月 日	
様	
印	
次のとおり、完成検査を実施するので通知します。	
検査日時	年 月 日 時 分
検査職員	
備考	

# 工事出来形検査依頼書

様式第2号

		年 月 日	
		様	
		印	
次のとおり、出来形を確認したので検査の実施を依頼します。			
工事番号		工種	
工事名			
工事場所			
設計金額	円	請負金額	円
出来形金額	円		
請負者	住所 商号 氏名		
契約日	年 月 日		
着工日	年 月 日	完成期限	年 月 日
出来形日	年 月 日	出来形届出日	年 月 日
出来形確認日	年 月 日	監督職員	
備考			

# 工事出来形検査実施通知書

様式第5号

		年 月 日
		様
		印
次のとおり、出来形検査を実施するので通知します。		
検査日時	年 月 日 時 分	
検査職員		
備考		

## 中間検査依頼書

### 様式第3号

年　　月　　日			
様			
印			
次のとおり、中間検査の実施を依頼します。			
工事番号		工種	
工事名			
工事場所			
設計金額	円	請負金額	円
請負者	住所 商号 氏名		
契約日	年　月　日		
着工日	年　月　日	完成期限	年　月　日
監督職員			
検査内容			
備考			

# 中間検査実施通知書

様式第6号

		年 月 日
		様
		印
次のとおり、中間検査を実施するので通知します。		
工事番号		工種
工事名		
工事場所		
設計金額	円	請負金額
契約日	年 月 日	
工期	着工日	年 月 日
	完成期限	年 月 日
請負者	住所 商号 氏名	
監督職員		検査職員
検査日時	年 月 日 時 分	
備考		

## 手 直 し 工 事 指 示 書

様式第7号

# 手 直 し 工 事 完 成 報 告 書

様式第8号

第 号

年 月 日

様

印

## 工事に係る注意書

貴社の施工した次の工事については、 年 月 日検査したところ契約内容と著しく相違するため、改善するよう別に指示したところであるが、今回の手直し部分が極めて重大であるので、このような行為を再び起こさないよう厳重注意する。

工事番号		工種	
工事名			
工事場所			
請負金額	円		
契約日	年	月	日
着工日	年	月	日
完成期限	年	月	日
手直し 完成届出日	年	月	日
手直し検査日	年	月	日

## 工事完成成績評定表

(工事担当課) ○○○○課

工事番号	—	工種						完成年月日	年月日					検査日	年月日									
工事名									工期	年月日～年月日														
工事場所									設計金額	円				請負金額	円									
請負者																								
考査項目		監督職員					担当責任者							検査職員										
		氏名					氏名							氏名										
項目	細別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e				
1.施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																		
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																		
2.施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10									+5.0		+2.5		0	-7.5	-15			
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0		+1.0		0	-7.5	-15											
	III. 安全対策	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0		+1.5		0	-7.5	-15											
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																		
3.出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0									+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20			
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0									+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25			
	III. 出来ばえ														+5.0		+2.5		0	-5.0				
4.工事特性	I. 施工条件等への対応	※2						+20.0 ~ 0																
5.創意工夫	I. 創意工夫	※3	+7.0 ~ 0																					
6.社会性等	I. 地域への貢献等						+10.	+7.5	+5.0	+2.5	0													
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点							± 点										
評定点 (65点±加減点合計)	※1	① 点					② 点							③ 点										
評定点計	※8	点					○出来形・中間検査がなかった場合 $(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ③ \times 0.4)$ ○出来形・中間検査があった場合 $(① \times 0.4 + ② \times 0.2 + ④ \times 0.2 + ③ \times 0.2)$										④中間・出来形の平均考査点 点							
7.法令遵守等	※7						点																	
評定点合計		※8	点					○ 評定点計 ( 点) - 法令遵守等 ( 点)																
8.総合評価 技術提案	技術提案履行確認	※9						履行 不履行 対象外																
所見		※5	[担当課]					[担当責任者]							[検査職員]									

※1 65点 + 1.～3.の評定(加減点合計) + 4.～6.の評定(加点合計) = 評定点

評定点(①～④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。

評価に際しては、監督職員からの報告を受けて担当責任者が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。

※4 4.、5.、6.は加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査職員の評価に先立ち、監督職員、担当責任者が行う。

※7 法令遵守等の評価は、担当責任者が行う。

※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

## 細目別評定点採点表

工事名 ○○○工事

工事番号

工事担当課

○○○○課

項目	細別	①監督職員	②担当責任者	検査職員		細目別評定点	得点割合
				③中間・出来形(平均)	④完成検査		
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(1.0) ×0.4+2.9 3.3点				3.3点	3.3%
	II. 配置技術者	(3.0) ×0.4+2.9= 4.1点				4.1点	
2. 施工状況	I. 施工管理	(4.0) ×0.4+2.9= 4.5点		(5.0) ×0.4+6.5= 8.5点	(5.0) ×0.4+6.5= 8.5点	13.0点	13.0%
	II. 工程管理	(4.0) ×0.4+2.9= 4.5点	(2.0) ×0.2+3.2= 3.6点			8.1点	
3. 出来形 及び 出来ばえ	III. 安全対策	(5.0) ×0.4+2.9= 4.9点	(3.0) ×0.2+3.3= 3.9点			8.8点	8.8%
	IV. 対外関係	(2.0) ×0.4+2.9= 3.7点				3.7点	
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	(4.0) ×0.4+2.8= 4.4点		(10.0) ×0.4+6.5= 10.5点	(10.0) ×0.4+6.5= 10.5点	14.9点	14.9%
	II. 品質	(5.0) ×0.4+2.9= 4.9点		(15.0) ×0.4+6.5= 12.5点	(15.0) ×0.4+6.5= 12.5点	17.4点	
4. 工事特性	III. 出来ばえ			(5.0) ×0.4+6.5= 8.5点	(5.0) ×0.4+6.5= 8.5点	8.5点	8.5%
	I. 施工条件等への対応		(20.0) ×0.2+3.3= 7.3点			7.3点	
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(7.0) ×0.4+2.9= 5.7点				5.7点	5.7%
	I. 地域への貢献等		(10.0) ×0.2+3.2= 5.2点			5.2点	
7. 法令遵守等 ※減点評価(0~-23点)			(-0.0) ×1.0= -0.0点			-0.0点	0.0%
					評定点合計	100点	
						100点中	
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外				

※ 出来形・中間検査があった場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{③} \times 0.5 + \text{④} \times 0.5) = \text{細目別評定点}$  (出来形、中間が2回以上の場合は③を平均する。)※ 出来形・中間検査がなかった場合  $(\text{①} + \text{②} + \text{④}) = \text{細目別評定点}$ 

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

## 工事出来形・中間成績評定表

(工事担当課)

工事番号	—	—	工種						工 期	年 月 日 ~ 年 月 日												
工事名																						
工事場所						設 計 金 額	円				請 負 金 額	円										
請負者																						
検査日		平成 年 月 日						平成 年 月 日						平成 年 月 日								
検査種類		○○○検査						○○○検査						○○○検査								
考査項目		検査職員 ○○○						検査職員 ○○○						検査職員 ○○○								
項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1.施工体制	I. 施工体制一般																					
	II. 配置技術者																					
2.施工状況	I. 施工管理	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15	+5.0		+2.5		0	-7.5	-15
	II. 工程管理																					
	III. 安全対策																					
	IV. 対外関係																					
3.出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20
	II. 品質	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25
	III. 出来ばえ	+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0		+5.0		+2.5		0	-5.0	
加減点合計 (1+2+3)		± . 点						± . 点						± . 点								
4.評定点 (65点±加減点合計) ※1		① . 点						② . 点						③ . 点								
所見 ※2		[検査職員]						[検査職員]						[検査職員]								

※1 65点 + 1.~3.の評定 (加減点合計) = 評定点 評定点 (①~③) は小数第1位まで記入する。

※2 所見は必ず記載する。

## 工事完成検査調書

様式第12号

		年 月 日	
印			
検査の結果は、次のとおりです。			
工事番号		工種	
工事名			
工事場所			
設計金額	円	請負金額	円
契約日	年 月 日	着工日	年 月 日
完成期限	年 月 日	完成日	年 月 日
検査日	年 月 日	完成金額	円
請負者	住所 商号 氏名		
工事担当課		監督職員	
実施状況		担当課立会人	
		評定点	点
検査結果			
備考			
		認定番号	

# 工 事 出 来 形 檢 査 調 書

様式第13号

年 月 日 印			
検査の結果は、次のとおりです。			
工 事 番 号		工 種	
工 事 名			
工 事 場 所			
設 計 金 額	円	請 負 金 額	円
契 約 日	年 月 日	着 工 日	年 月 日
完 成 期 限	年 月 日	出 来 形 日	年 月 日
検 査 日	年 月 日	出来形金額	円
		出 来 形 認 定 金 額	円
請 負 者	住所 商号 氏名		
工 事 担 当 課		監 督 職 員	
実 施 状 況		担当課立会人	
		評 定 点	点
検 査 結 果			
備 考			
		出 来 形	

## 中間検査結果調書

様式第14号

年 月 日			
印			
検査の結果は、次のとおりです。			
工事番号		工種	
工事名			
工事担当課		検査日	年 月 日
立会者	担当課職員		
	請負者		
	製造業者		監理業者
検査場所			
契約日	年 月 日	着工日	年 月 日
設計金額	円	完成期限	年 月 日
請負金額	円	評定点	点
検査内容			
検査結果			

## 工 事 完 成 認 定 調 書

様式第15号

年 月 日 様 印			
次のとおり、完成を認める。			
工 事 番 号		工 种	
工 事 名			
工 事 場 所			
設 計 金 額	円	完 成 金 額	円
請 負 金 額	円	評 定 点	点
監 督 職 員		検 査 職 員	
請 負 者	住所 商号 氏名		
契 約 日	年 月 日	着 工 日	年 月 日
完 成 期 限	年 月 日	完 成 日	年 月 日
完 成 届 出 日	年 月 日	檢 査 日	年 月 日

# 工事出来形認定調書

様式第16号

		年 月 日	
様		印	
次のとおり、出来形を認める。			
工事番号		工種	
工事名			
工事場所			
設計金額	円	出来形金額	円
請負金額	円	出来形 認定金額	円
		評定点	点
監督職員		検査職員	
請負者	住所 商号 氏名		
契約日	年 月 日	着工日	年 月 日
完成期限	年 月 日	出来形日	年 月 日
出来形届出日	年 月 日	検査日	年 月 日

様式第17号

第 号

年 月 日

様

市 川 市 長

(公印省略)

## 工 事 完 成 檢 査 評 定 通 知 書

次のとおり、完成を認めたので通知します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 金 額	円	契 約 日	年 月 日
着 工 日	年 月 日	完 成 期 限	年 月 日
完 成 日	年 月 日	検 査 日	年 月 日
工 事 担 当 課		評 定 点	点
備 考			

(※) この通知書に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、市長に対し、「工事成績評定に係る説明請求書」により、説明を求めることができます。

様式第17号の2

## 項目別評定点

評価項目	細別	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	点 3.3 点中
	II. 配置技術者	点 4.1 点中
2. 施工状況	I. 施工管理	点 13.0 点中
	II. 工程管理	点 8.1 点中
	III. 安全対策	点 8.8 点中
	IV. 対外関係	点 3.7 点中
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	点 14.9 点中
	II. 品質	点 17.4 点中
	III. 出来ばえ	点 8.5 点中
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	点 7.3 点中
5. 創意工夫	I. 創意工夫	点 5.7 点中
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	点 5.2 点中
7. 法令遵守等 (減点のみ)	工事事故等による減点 (0~-20点)	点
	総合評価項目 不履行による減点 (0~-3点)	点
評定点合計		点 100 点中

工事名	
工事番号	
工事担当課	

様式第18号

第 号

年 月 日

様

市 川 市 長

(公印省略)

## 工 事 出 来 形 檢 査 評 定 通 知 書

次のとおり、出来形を認めたので通知します。

記

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 金 額	円	契 約 日	年 月 日
着 工 日	年 月 日	完 成 期 限	年 月 日
出 来 形 日	年 月 日	檢 査 日	年 月 日
工 事 担 当 課		評 定 点	点
備 考			

(※) この通知書に異議があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、市長に対し、「工事成績評定に係る説明請求書」により、説明を求めることができます。